

国官会第946号
国地契第33号
平成19年 9月28日

各地方整備局長 あて

国土交通省大臣官房長

「工事における入札及び契約の内容等に係る情報の公表について」
の一部改正について

先にとりまとめられた「消費者による選択・監視～事業者のネガティブ情報の公開～」(国土交通省が保有するネガティブ情報等の公開のあり方に関する報告書)(平成19年4月国土交通省ネガティブ情報等公開検討連絡委員会)において、国土交通省直轄工事の指名停止措置をネガティブ情報の一つとしてインターネットを通じて公表することとしたが、今般、本年10月1日から公表を開始することとした。

同報告書では、インターネットにおけるネガティブ情報の公開期間が最短2年とされていることから、発注者として行う指名停止措置の公開期間についてもこれに合わせて延伸することが適当である。

このため、下記のとおり標記通知を一部改正することとしたので、遺漏なきよう取り扱われたい。

記

「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」(平成13年3月30日付け国官会第1429号、国官地第26号)の一部を次のように改める。

別紙の7Ⅰ(1)及び7Ⅱ(1)中「当該措置を行った日の属する年度及びその翌年度において」を「当該措置を行った日の属する年度からその翌々年度まで」に改める。

附則

本通達は、平成19年10月1日から施行する。

○工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について（抄）
（平成13年3月30日付け国官会第1429号、国官地第26号）

改 正 案	現 行
<p>（別紙）</p> <p>7 公表の期間</p> <p>I 各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）においては、次に掲げる期間において公表するものとする。</p> <p>（1）通則的事項</p> <p>3 I（1）①及び②については、当該資格及び名簿等が有効である期間中、当該事項を公表するものとする。</p> <p>3 I（1）③から⑥まで並びに⑧、⑨及び⑩については、常時公表するものとする。</p> <p>3 I（1）⑦については、当該入札監視委員会の審議が行われた日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。</p> <p>3 I（1）⑩については、当該措置を行った日の属する年度<u>からその翌々年度まで</u>、当該事項を公表するものとする。</p> <p>（2）（略）</p> <p>II 各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものに限る。）においては、次に掲げる期間において公表するものとする。</p> <p>（1）通則的事項</p> <p>3 II（1）①及び②については、当該資格及び名簿等が有効である期間中、当該事項を公表するものとする。</p> <p>3 II（1）③から⑥まで並びに⑧、⑨及び⑩については、常時公表するものとする。</p> <p>3 II（1）⑦については、当該入札監視委員会の審議が行われた日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。</p> <p>3 II（1）⑩については、当該措置を行った日の属する年度<u>からその翌々年度まで</u>、当該事項を公表するものとする。</p> <p>（2）（略）</p>	<p>（別紙）</p> <p>7 公表の期間</p> <p>I 各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）においては、次に掲げる期間において公表するものとする。</p> <p>（1）通則的事項</p> <p>3 I（1）①及び②については、当該資格及び名簿等が有効である期間中、当該事項を公表するものとする。</p> <p>3 I（1）③から⑥まで並びに⑧、⑨及び⑩については、常時公表するものとする。</p> <p>3 I（1）⑦については、当該入札監視委員会の審議が行われた日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。</p> <p>3 I（1）⑩については、当該措置を行った日の属する年度<u>及びその翌年度において</u>、当該事項を公表するものとする。</p> <p>（2）（略）</p> <p>II 各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものに限る。）においては、次に掲げる期間において公表するものとする。</p> <p>（1）通則的事項</p> <p>3 II（1）①及び②については、当該資格及び名簿等が有効である期間中、当該事項を公表するものとする。</p> <p>3 II（1）③から⑥まで並びに⑧、⑨及び⑩については、常時公表するものとする。</p> <p>3 II（1）⑦については、当該入札監視委員会の審議が行われた日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。</p> <p>3 II（1）⑩については、当該措置を行った日の属する年度<u>及びその翌年度において</u>、当該事項を公表するものとする。</p> <p>（2）（略）</p>